認定制度等について

計画認定制度の枠組み

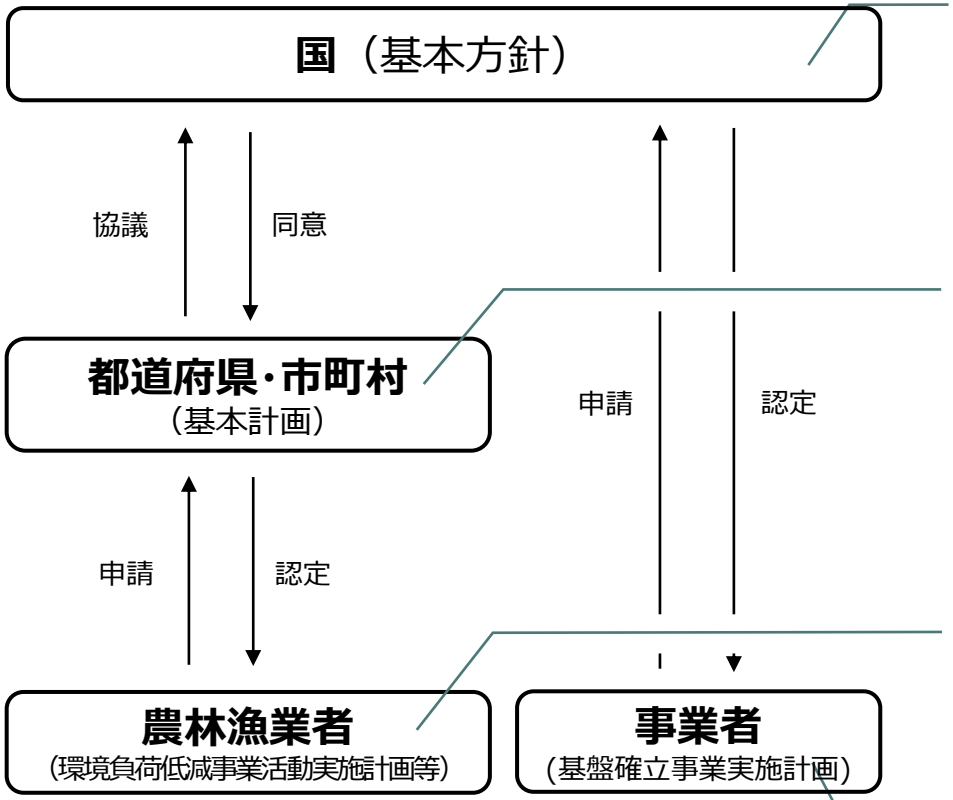

＜国の基本方針のイメージ＞

第１　環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

環境と調和のとれた食料システムの確立により、将来にわたる
農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保に寄与

第６　その他重要事項

法に基づく認定制度と予算事業との連携等、国は総合的に施策を推進

第３　特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、
地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定

第４　地方自治体による基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成

- 都道府県が主導して、市町村と連名の計画を作成することを基本とする。
- 地域の関係者の合意形成を促すことに配慮すること。
- 有機農産物の学校給食利用など、流通・消費対策を記載すること。　等

第２　環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する
地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進

第５　基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、
事業者による先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進

- 事業の効果が広域的に寄与すること、一定の先進性を有すること　等

＊基本方針は、法律の施行後、パブリックコメント・審議会の手続きを経て
定めるものであり、９月頃までの策定を予定しています。

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（案）の概要

第１　環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出する。
こうしたモデルの横展開や、既存技術の導入を促進すること等により、
みどり戦略のKPI2030年目標のうち、以下の目標の達成を目指すものとする。

- 化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減
- 化学肥料使用量を20%低減
- 有機農業の取組面積を6.3万haに拡大
- 燃料燃焼による二酸化炭素排出量を10.6%削減
- 加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大

第２　環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する
地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進する。

【環境負荷低減事業活動について】
①農林漁業者が行う事業活動であること。
②法第２条第４項に定める環境負荷の低減を図るために行う事業活動であること。
③経済的な合理性を有している等、持続性の確保に資するものであること。

第３　特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、
地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定できる。

【特定環境負荷低減事業活動について】
①有機農業や地域資源の活用、先端的技術の活用の活動類型のいずれかに該当すること。
②原則、複数の農林漁業者が共同で取り組むものであること。
③地方公共団体と連携した技術指導への協力等、環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めること。

【特定区域の設定に関する基本的考え方】
①区域内において、環境負荷の低減を図る取組を相当程度実施又は拡大することを目指すこと。
②農業集落、学区、旧行政区域など一定のまとまり*を有することを基本とすること。
（*地域の取組実態等を勘案し、飛び地も含めて設定可能。）

【有機農業の栽培管理に関する協定の区域に関する基本的考え方】
協定区域は、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有するものとする。

第４　地方公共団体による基本計画の作成に関する基本的事項

基本計画は、地域のモデル的取組の創出と横展開を効果的に進める観点から、都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成できる。

【計画作成時の主な留意点・配慮事項】
- ５年間を目途として定量的な目標を定めるものとする。
- 都道府県が主導して域内全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、市町村が主導して、都道府県と連名で作成することも可能とする。
- 計画作成に当たっては、地方公共団体が独自に策定している農林水産施策に関する計画等の既存計画を有効活用できるものとする。
- 地域の食料システムの関係者の合意形成を促すことに配慮するものとする。

第５　基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見等を取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進する。

【基盤確立事業について】
①法第２条第５項に定める事業であって、労働負荷の増大や収量の低下等の環境負荷低減に伴う課題に対処し、又は、農林漁業者の所得向上につながる新たな付加価値の創出に寄与するものであること。
②事業展開による効果が広域的に寄与すること。
③現行の技術水準や普及状況に鑑み、事業内容が一定の先進性を有すること。

第６　その他重要事項

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、関係法令に基づく措置の有効活用、法に基づく認定制度と予算事業との連携等、総合的に施策を推進するものとする。

※パブリックコメント実施中
（令和４年７月11日～８月９日）

みどり投資促進税制

○　有機農業や化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む生産者や、
環境保全型農業に必要な有機質肥料などの生産資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概　要

機械等と一体的に整備する
建物等も対象になります！

・都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）の適用が受けられます。**

・本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和６年３月31日までの間**に、**認定実施計画**に基づき対象設備等を**取得し、当該事業の用に供した場合**に限られます。

① 生産者向け

<対象となる設備等の要件>

○ 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
・化学農薬・化学肥料の使用量を低減させる設備等
・その他環境負荷低減事業活動に必要な設備等
○ 一定期間内に販売されたモデルであること
○ 取得価額が100万円以上であること

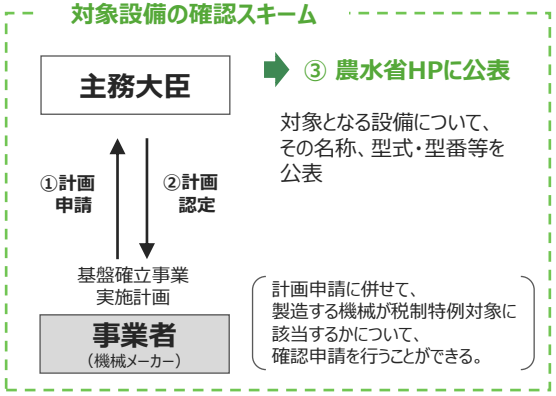

<手続イメージ>

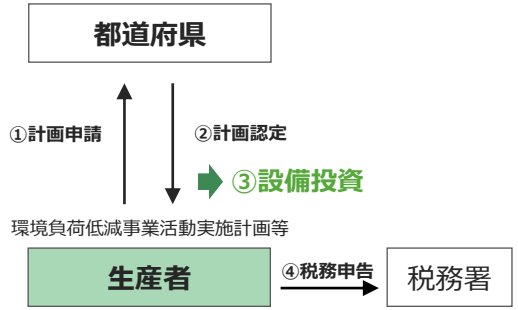

② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する専門の設備等であること

良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

ペレタイザー

バイオコンポスター

<手続イメージ>

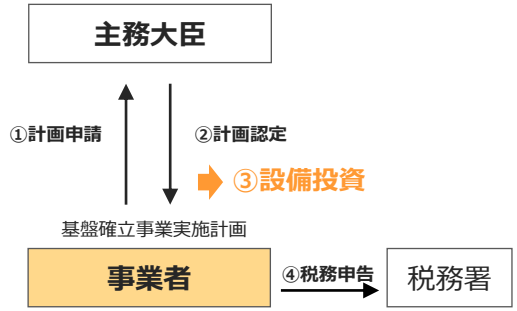

（参考）特別償却活用の効果

○　環境負荷低減※１に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、**導入当初**の所得税・法人税負担が軽減されます。

※１　化学農薬・化学肥料の使用低減のことをいう。

【法人税における特例のイメージ※2】

法人税 ＝（益金－損金（償却額））× 税率

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せ**した償却が認められます。

※2　特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

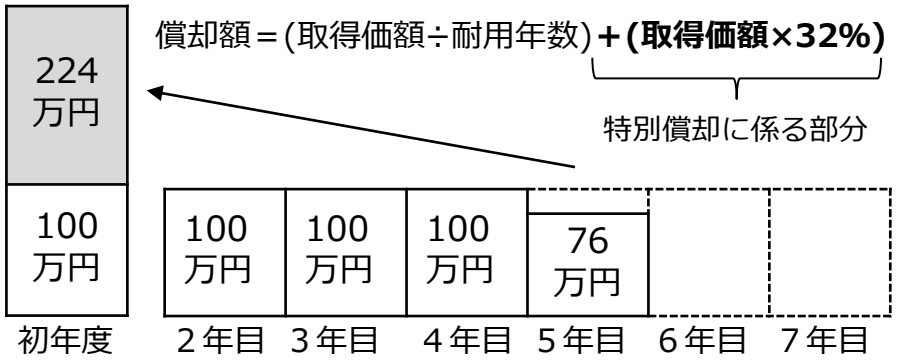

化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機

省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）

＜機械＞

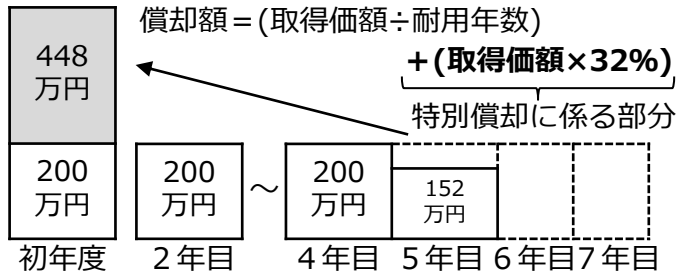

良質な堆肥を供給する
堆肥化処理施設等

＜建物＞

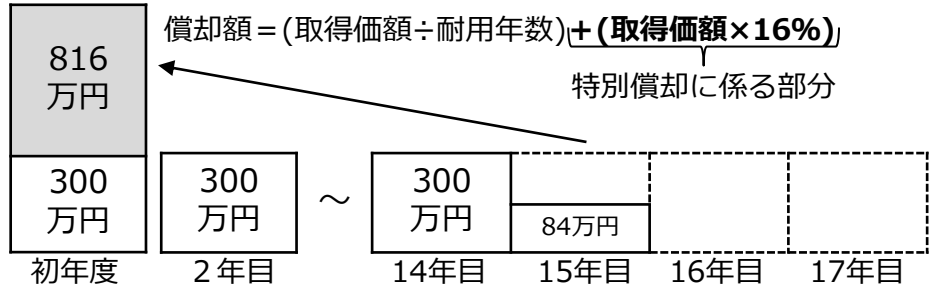

（参考）課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

○　令和６年３月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供する必要があります。

○（対象となり得る）

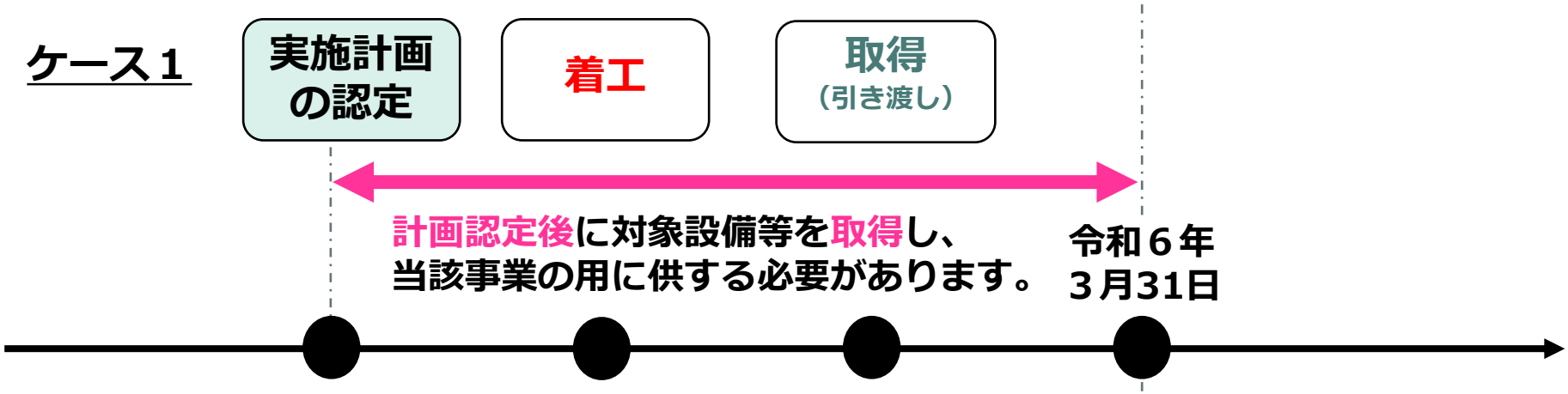

×（対象とならない）

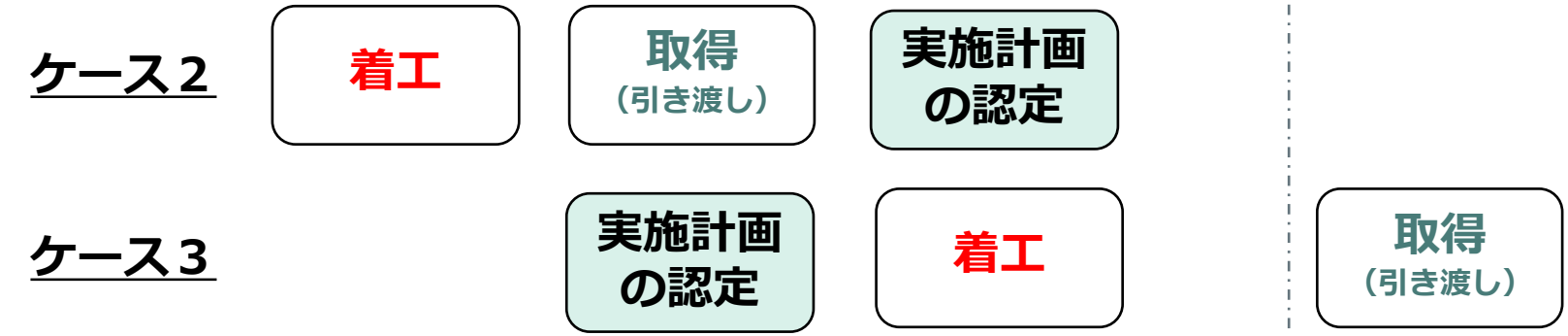

日本政策金融公庫等の融資の特例措置

○　日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、
環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学農薬・肥料の使用低減に資する **除草機、可変施肥機**等の導入	**農業改良資金（無利子）**の貸付 **償還期間の延長**
（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する **家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設**の導入	**畜産経営環境調和推進資金**の貸付 （利率：0.50%、20年以内）
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する **移動式チッパー**等の導入	**林業・木材産業改善資金（無利子）**の貸付 **償還期間の延長**
漁業者	漁船の省エネ化に資する**低燃費エンジン**等の導入	**沿岸漁業改善資金（無利子）**の貸付 **償還期間の延長**
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された 農林水産物の付加価値向上に資する **新商品開発・製造**に必要な設備や **流通の効率化**施設等の導入	**食品流通改善資金**の貸付 （利率：0.18~0.45%、15年以内）
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する **機械・資材等の製造ラインの増設**	**新事業活動促進資金**の貸付 **対象の新規追加** （利率：**特別利率②**0.43～0.90%、20年以内）

※金利表示は、令和４年４月現在のもの
※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金	みどり投資促進税制 ※**化学農薬・化学肥料の削減**に取り組む場合に限る ※対象機械は、**国が基盤確立事業で認定したもの**に限る
畜産・酪農	畜産経営環境調和推進資金	
林業者	林業・木材産業改善資金	
漁業者	沿岸漁業改善資金	

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
支援サービス事業体（機械のリース・レンタル）	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※**化学農薬又は化学肥料に代替する資材の製造**に限る （例：生物農薬、混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥　等）
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※**化学農薬又は化学肥料に代替する資材の製造**に限る （例：食品残渣を活用した堆肥　等）

農林漁業者向け支援措置

土づくり、化学農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む場合

堆肥散布機（マニュアスプレッダ）

高能率水田用除草機

一定の機械・施設等を導入する際の
導入当初の所得税・法人税の負担が軽減されます。

【みどり投資促進税制】 新
機械等：**特別償却 32%**
建物等：**特別償却 16%**

必要な設備投資に対して、日本公庫による無利子の「農業改良資金」の
償還期間の延長の特例措置等が受けられます。

温室効果ガスの排出の量の削減に取り組む場合

施設園芸用ヒートポンプ

メタン排出を抑制する
堆肥の自動撹拌装置

バイオマス燃料を山土場で
効率的に生産する移動式チッパー

軽量・小型の
低燃費漁船用エンジン

必要な設備投資に対して、無利子の「農業改良資金」、「林業・木材産業改善資金」、
「沿岸漁業改善資金」の償還期間の延長の特例措置等が受けられます。

家畜排せつ物の処理・利用のための施設・設備の整備に対して、
日本公庫による「畜産経営環境調和推進資金」の貸付等が受けられます。

一定の設備を導入する際の
所得税・法人税の負担が軽減されます。

【カーボンニュートラル投資促進税制】
最大10%の税額控除又は50%の特別償却

※産業競争力強化法に基づくエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受ける必要があります。

※融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要となります。

新たな法制度の創設に先立ち、土づくり、栽培暦の見直し、有機農業の団地化等、地域ぐるみでのグリーン化の取組等に、
- みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R3補正）、みどりの食料システム戦略推進交付金（R4当初）
- 各種補助事業等におけるグリーン化に向けた「優先枠・ポイント加算」

の活用が可能です。

機械・資材メーカー、食品事業者等向け支援措置

資材メーカー

良質な堆肥の生産設備・ペレタイザー

化学農薬又は化学肥料に代替する資材を専門に製造する施設・設備を導入する際、**導入当初の所得税・法人税の負担が軽減**されます。

【みどり投資促進税制】 新
機械等：**特別償却 32%**
建物等：**特別償却 16%**

増産のための設備投資に対して、
日本公庫による**「新事業活動促進資金」の貸付**※が受けられます。

特別利率②を適用
（0.43～0.90%）
基準利率:1.08～1.55%
新

＊金利表示は、令和４年４月現在のもの

機械メーカー

高能率水田用除草機

国による確認を受けた機械を、農業者が導入する際、
農業者の**導入当初の所得税・法人税の負担が軽減**されます。

増産のための設備投資に対して、
日本公庫による**「新事業活動促進資金」の貸付**※が受けられます。

特別利率②を適用
（0.43～0.90%）
基準利率:1.08～1.55%
新

＊金利表示は、令和４年４月現在のもの

食品事業者

食品残渣を堆肥化する
バイオコンポスター

化学農薬又は化学肥料に代替する資材を専門に製造する施設・設備を導入する際、**導入当初の所得税・法人税の負担が軽減**されます。

【みどり投資促進税制】 新
機械等：**特別償却 32%**
建物等：**特別償却 16%**

環境に配慮した農林水産物等の流通・加工施設の取得等に対して、
日本公庫による**「食品流通改善資金」の貸付**※等が受けられます。

※中小企業に限ります。また、融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要となります。

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

○　有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題。

○　基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進。

協定の締結

＜協定に定める事項＞

○協定の対象となる農用地の区域（協定区域）

○栽培の管理に関する事項

○協定の有効期間（～５年）

○協定に違反した場合の措置

等

（栽培の管理に関する事項のイメージ）

有機農業者

○適切な肥培管理の実施
（・雑草防除
・防虫ネットやマルチの利用　等）

○緩衝地帯の設置

○病害虫が発生した場合の措置

防虫ネット

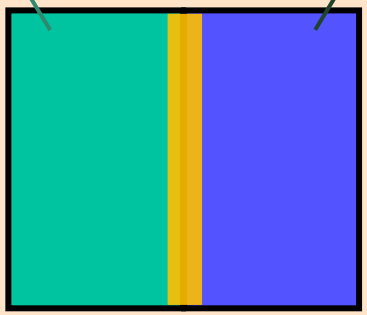

緩衝地帯

慣行農業者

○化学農薬の飛散防止措置
（使用時の事前通知・立ち合い等）

○水・土壌の有機ほ場への流入防止措置（畔塗りの実施等）

○病害虫が発生した場合の措置

ドリフト低減型ノズル

市町村長*の認可
（公告・縦覧）

＊協定区域が２以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る**農用地所有者等※の全員の合意が必要**です。
地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。
※所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

○協定**締結後に**当該農用地の**所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。**

○当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を**農用地区域に編入するよう要請できます。**
（農用地区域に編入されると、**農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。**）

今後の運用の流れ

５月

① **法律 公布**（5/2）

（6/22 政令、 6/27 省令 公布）

７月

② **法律 施行**（7/1）　※ 持続農業法は廃止（法附則第２条）

（基本方針・告示のパブコメ：7/11～8/９
審議会への諮問：～８月（予定））

９月

③ **国の基本方針 公表**
告示・事務処理要領・申請書様式、税制ガイドライン等も併せて公表（法第15条）

基本方針公表以降

④ **地方自治体の基本計画 作成開始**
（法第16～18条）

⑤ **生産者の認定 受付開始**
（環境負荷低減事業活動実施計画等）
有機農業栽培管理協定の認可 受付開始
（計画認定：法第19～30条）
（有機協定：法第31～38条）

④ **事業者の認定 受付開始**
（基盤確立事業実施計画）
（法第39～44条）

＊地方自治体の基本計画の作成や事業者の計画認定等の手続は、法律の施行後、国の基本方針等を定めてからとなります。
基本方針は、説明会での御意見、パブリックコメント等を踏まえて策定していくことになります。

基本計画の作成イメージ

○　基本計画は、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めるため、**都道府県と市町村が共同して作成。**

○　基本計画の作成に当たっては、都道府県等で策定済の**既存計画を活用**しながら、**簡易に行うことができるよう運用**していく考え。

都道府県
- 地域の特性を踏まえた広域**ビジョンづくり**
- 推進体制の構築、新技術の普及など取組の**横展開**

連携

単独又は複数の市町村※
- 地域ぐるみの取組の促進に向けた**モデル案件**の創出
（新技術と現場とのマッチング、地域の土地の利用調整 等）

※　自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする市町村

＜作成のイメージ＞

都道府県の主導で作成　**基本**

（本体）県が作成する計画
【県内全域をカバー】

※県で策定済みの既存計画の活用可
（例）有機農業推進計画
持続農業法に基づく導入指針
温暖化対策法に基づく実行計画
県独自の農林漁業振興計画　　等

税制特例の適用の基礎

＋

（別紙）
市町村
の特定区域
（モデル地区）
の計画

（県内の全市町村と連名で公表）

意欲ある市町村の発意で作成　**可**

（都道府県※と連名で公表）

市町村が作成する計画

主に当該市町村
における特定区域
（モデル地区）
を定める計画

※都道府県の支庁と相談

※市町村主導での作成や地域毎での作成が可能であり、同一都道府県内で複数の基本計画が作成されることがあり得ます。

基本計画の記載項目（法第16条第２項）

- **環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標**　（第１号）
  任意の指標を用いて定量的な目標を設定（例：環境保全型農業に取り組む農業者数、有機農業の取組面積 等）

- **環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容**　（第２号）
  地域の特性に応じて取り組むことが期待される事業活動の内容、導入すべき技術体系　等

- **特定区域を定める場合**は、
  ①特定区域の区域　（第３号イ）
  （区域設定の理由、当該区域の農林漁業の特性 等）
  ②特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容　（第３号ロ）
  （有機農業の団地化、地域ぐるみでのスマート農業技術の活用 等）

- **活用されることが期待される基盤確立事業の内容**　（第４号）
  農業支援サービス事業体など今後活用が期待される基盤確立事業の内容 等

- **環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通・消費の促進**　（第５号）
  ブランド化の推進、学校給食等における利用促進、地域の食品事業者と連携した販路開拓　等

- **その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項**　（第６号）
  地域の関係者の連携、人材育成等に向けた推進体制の整備　等

基本計画の作成イメージ（既存計画を活用した場合）《未定稿》

①基本計画・本体鑑

○○県環境に優しい農林漁業創造計画

令和４年○月○日
A県、B市、C市、D町、E村…

一　環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
認定計画数　○○計画（R9）
有機農業取組面積＊　○ha（R9）
（＊別紙１－１ ○頁参照）

二　環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
・・・・・・等の取組を進める。
（ 別紙１－１ ○頁、別紙１－２○頁参照）

また、林業・漁業では、・・・等の取組を進める。
※林業・漁業に関する事項を追加で記載いただくことも可能です。

三　特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項
別紙２のとおり

四　環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
・・・・・・等の取組を進める。
（ 別紙１－１ ○頁、別紙１－２○頁参照）

五　環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
・・・・・・等の取組を進める。
（ 別紙１－１ ○頁、別紙１－２○頁参照）

六　前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項
・・・・・・等の取組を進める。

＋

②活用する既存計画

別紙１－２

別紙１－１

○○県農林漁業振興ビジョン

令和３年○月
○　○　県

＋

③特定区域設定

（参考）○○地域構想について

特定区域について　別紙２

①特定区域の区域
B市
○○、■■、△△
D町
◇◇、◎◎

②求められる事業活動の内容

B市○○及び■■
栽培管理協定の締結等を通じた有機農業の団地化を推進する。
B市△△
・・・・・の取組を推進する。
D町◇◇及び◎◎
・・・・・の取組を推進する。

※基本計画の記載事項として直接該当する箇所が分かるよう、マーカー、赤枠などで明確化するなどの工夫をお願いします。

環境負荷低減事業活動とは

○　環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第２条第４項）

【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う**農林漁業の持続性の確保に資するよう**、**農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る**ために行う次に掲げる**事業活動**

（１）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（２）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動

- **有機農業**の取組を含みます。

堆肥の施用による土づくり

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「**排出削減対策**」が広く該当します。）

燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示案（パブリックコメント中）】
- **水耕栽培**における化学肥料・化学農薬の使用削減
- 環境中への**窒素・リン等の流出を抑制**する飼料の投与等
- **バイオ炭**の農地への施用
- **プラスチック資材**の排出又は流出の抑制
- 化学肥料・化学農薬の使用削減と合わせ、地域における**生物多様性の保全**に資する技術等を用いて行う事業活動

（３）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

○　都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム

都道府県
〈市町村と共同で**基本計画**を作成〉

認定要件
基本計画に沿ったものであること 等

計画認定の申請 ↑　↓ **認定**

農林漁業者 又は その組織する団体
環境負荷低減事業活動**実施計画を作成**

【計画記載事項】
・目標
・実施内容・期間
・実施体制
・必要な資金　　等

省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥化処理施設

軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

支援措置

農林漁業者等向け

○課税の特例（法人税・所得税） 詳細はP27
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例
・貸付資格認定の手続のワンストップ化
・償還期間の延長（10年→12年）

○林業・木材産業改善資金助成法の特例
○沿岸漁業改善資金助成法の特例
・貸付資格認定の手続のワンストップ化
・償還期間の延長（10年→12年　等）

○家畜排せつ物法の特例
・日本公庫による長期低利資金
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用
メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援

関連する措置を行う食品事業者向け

○食品等流通法の特例
・日本公庫による長期低利資金
（食品流通改善資金）　の貸付適用
環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援

特定環境負荷低減事業活動とは

○ 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、
環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

ロ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第２項第３号）

【定義】**特定区域**の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、生産団地を形成

- **二戸以上の共同**又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模で**取り組むこと
- **生産方法**及び**流通・販売方法の共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）

＋

以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示案（パブリックコメント中）】

①有機農業による生産活動
（例：有機農業の団地化）

②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動
（例：工場の廃熱・廃CO_2を活用した園芸団地の形成）

③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）

ドローンによる防除の最適化

＋

ドローンのバッテリー充電施設

地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて**一定のまとまり**※があれば、設定が可能です。
  ※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

○　特定区域内で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

認定スキーム

都道府県
〈市町村と共同で**基本計画**を作成し、計画に特定区域を設定〉

認定に際して意見聴取 → **市町村**

計画認定の申請 ↑ ↓ **認定**

認定要件
基本計画に沿ったものであること 等

農林漁業者 又は その組織する団体
- 特定環境負荷低減事業活動**実施計画を作成**
- 事業活動に**関連する措置**※として、認定を受けようとする者以外の者が行う取組を計画に**位置付けることも可能**

※事業活動に**不可欠な資材**（化学肥料に代替する堆肥等）又は**機械類その他の物件の提供**や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組

ドローンによる農薬散布

＋

バッテリー保管・充電施設

先端技術の地域ぐるみでの活用

栽培体系の共通化

＋

共同出荷作業

有機農業の団地化

支援措置

○課税の特例（法人税・所得税） 詳細はP27
特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例
○林業・木材産業改善資金助成法の特例
○沿岸漁業改善資金助成法の特例
- 貸付資格認定の手続のワンストップ化
- 償還期間の延長（10年→12年　等）

○家畜排せつ物法の特例
○食品等流通法の特例
- 日本公庫による低利資金の貸付適用

○補助金等適正化法の特例
- 補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認手続のワンストップ化

○農地法の特例
- 農地転用許可の手続のワンストップ化

○酪肉振興法の特例
- 草地の形質変更の届出のワンストップ化

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

○　主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第２条第５項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業（①～⑥）

国（主務大臣）

計画認定の申請 ↑ ↓ **認定**

事業者
〈基盤確立事業実施計画を作成〉

①**先端的技術の研究開発**及び成果の移転の促進
②**新品種の育成**
③**資材又は機械の生産・販売**
④機械類の**リース・レンタル**
⑤環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う**新商品の開発、生産又は需要開拓**
⑥環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の**流通の合理化**

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

1　**基本方針に適合**し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること

2　農林漁業由来の**環境負荷の低減の効果の増進**又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の**付加価値の向上に相当程度寄与するもの**であること

（事業展開による効果の**広域性**や、技術の普及状況等を踏まえた**先進性**等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合　詳細はP27

生産・販売する機械が次のいずれかに該当する設備等であると認められること
① 化学農薬・化学肥料の使用量を低減させる設備等
② その他環境負荷低減事業活動に必要な設備等

支援措置

○補助金等適正化法の特例
・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化

○農地法の特例
・農地転用許可の手続のワンストップ化

○種苗法の特例
・品種登録の出願料及び登録料の減免

○食品等流通法の特例
・日本公庫による長期低利資金の貸付適用

○中小企業者向け金融支援【非法律事項】
・日本公庫による低利資金
（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
（機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援）

○課税の特例（法人税・所得税）　詳細はP27

（１）資材メーカー・食品事業者等向け
化学農薬・肥料に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

（２）機械メーカー向け
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
（販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減）

（参考）みどりの食料システム法の政省令の概要

○　計画認定制度の実務上の運用に当たり、法律の委任を受けた事項等について政省令で規定。
（施行日：令和４年７月１日）

政令

○施行令（令和４年政令第229号）

・資金の償還期間の延長

計画認定を受けた農林漁業者について、
林業、漁業の無利子資金の償還期間の延長幅を決定

	償還期間
林業・木材産業改善資金	(通常) 10年以内 → (特例) 12年以内
沿岸漁業改善資金	各資金について２年程度延長

・種苗法に基づく出願料・登録料の軽減

計画認定を受けて品種育成に取り組む者に係る
種苗法に基づく出願料・登録料の額を3/4軽減

	費用
出願料	(通常) 14,000円 → (特例) 3,500円
登録料※	(通常) 4,500円 → (特例) 1,125円

※登録料の軽減は１～６年目まで（7年目以降は対象外）

省令

○施行規則（令和４年農林水産省令第42号）

・環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の内容について、農林水産大臣が告示で定めるものとする。

・以下の手続に必要な事項（申請書類等）を定める。
- ✓ 基本計画に係る農林水産大臣への同意付協議
- ✓ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定
- ✓ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定
- ✓ 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可

・農林水産大臣の権限の一部を地方農政局長に委任する。

○基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令

（令和４年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第３号）

・基盤確立事業実施計画の認定等に係る手続に必要な事項（申請書類等）を定める。